

人事・労務情報

2011年 8月号

田中事務所 特定社会保険労務士 田中理文
東京都立川市錦町 2-6-7-2F
Tel 042-548-0288
E-Mail: m-tanaka@tanakajimusho.com
<http://www.tanakajimusho.biz/>

従業員を採用すると、税額控除が受けられます。(1人20万円)

6月の失業率は4.6%で、前月から0.1ポイント悪化するという雇用環境の中、従業員を2人以上増やすと、増加1人について20万円の税額控除が受けられる制度（雇用促進税制）が始まりました。（助成金ではなく税額控除なので、残念ながら、赤字企業は対象となりません。）本年度の申請で約350億円の減税が見込まれているようです。

1. 制度のあらまし

事業年度内に、2人以上（大企業は5人以上）の採用、かつ10%以上の雇用増加となった場合は、増加1人について20万円の税額控除が受けられます。詳細は↓

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudouseisaku/koyousokushinzei.html>

2. どういう会社が、どういう時に対象となるか？

以下の条件となっています。

□青色申告書を提出する事業主であること。

□適用年度とその前年度に、事業主都合による離職者がいないこと。

□適用年度に雇用者数を2人以上（大企業は5人）かつ10%以上増加させていること。

□適用年度の給与支給額が、比較給与等支給額以上であること。

比較給与等支給額＝前年度の給与支給額＋前年度の給与支給額×雇用増加割合×30%

3. まず、ハローワークに「雇用促進計画」を提出する必要があります。

事業年度開始後2ヶ月以内に、雇用増加の目標などを記載した雇用促進計画を提出します。

すでに事業年度が始まっている場合は、今年の10/31までに提出が必要です。

ここが、本制度の難関の一つです。雇用促進計画の作成・提出は、弊社で行いますので、お気軽にご相談ください。（顧問契約のサービス内）

4. 従業員を採用してもらえる助成金とどう違うのか？

従業員採用でもらえる助成金は、赤字企業も受給できますが、「職安の紹介で採用」「年齢は60歳以上」等々の条件があります。

一方、本制度は、どんな人を採用しても対象となるので、業容の拡大期にある企業様には有効な制度です。採用をお考えの企業様は、まずは弊社にお問合せください。

5. 「くるみんマーク」取得企業、障害者雇用なども雇用促進税制の対象です。

この他、育児に手厚い会社として、次世代法による「くるみんマーク」の認定を受けている場合は、取得・新築・増改築した建物等について32%の割増償却ができます。また、障害者を多数雇用する場合も対象です。以上

